

ローカル 5 G 無線局の償却資産に係る課税標準の特例措置Q&A(1)

No	質 問	回 答
1	補助金との併用は可能か。	補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項に規定する補助金等）の交付を受けて導入したものは適用対象外となります。
2	他の税制措置との重複適用は可能か。	同一設備に対する複数税制措置の重複適用はできません。
3	購入により取得した減価償却資産の取得価額の範囲には、どのような費用が含まれるか。工事費は含まれるのか。	対象となる減価償却資産の取得価額は、①当該固定資産の購入対価、②外部付随費用（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、その他購入のために要した費用）、③当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の金額（即ち、内部取付費用、例えば据付費、試運転費等）の合計額になります。一般的に工事費は③に該当するため取得価額に含まれます。
4	取得価額に消費税は含まれるか。	消費税の額を含めるかどうかは事業者の経理方式によります。すなわち、その事業者が税込経理方式で経理をしている場合には消費税を含んだ金額で、税抜経理方式で経理をしている場合には消費税を含まない金額になります。
5	導入する設備について、どの種類の減価償却資産（機械装置、器具備品、建物附属設備、構築物等）に該当するか。	個々の設備をどの種類の資産として計上するかは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に基づき判断を行うことになります。社内の経理担当者又は税理士・公認会計士等に御確認いただき、個別ケースで判断に迷われる場合には、所轄の税務署に御確認ください。
6	機械装置・器具備品・建物附属設備・構築物以外の分類は本税制措置の対象設備になるか。	本税制措置の対象となる認定特定高度情報通信技術活用設備とは、機械及び装置、器具及び備品、建物附属設備並びに構築物のうち認定導入計画のために取得等したものであって、かつ重要な役割を果たすもの（注）になります。資産分類の詳細については、経理担当者・税理士・公認会計士や所轄の税務署に御確認ください。
7	自らが製作し、資産計上した設備は対象となるか。	購入するもの以外に、自ら製作するものも対象に含まれます。ただし、自ら製作する場合は、開発供給計画及び導入計画の両方について認定を受ける必要があります。
8	自社で製造した設備について、取得価額はどのように設定すればよいか。	自社で製造した設備の取得価額は基本的に以下に掲げる金額の合計となります。 ①当該資産の製造等のために要した原材料費、労務費及び経費の額 ②当該資産を消費し又は販売の用に供するために直接要した費用の額 （法人税法施行令第54条第1項第2号参照）

（注）地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第38項に規定されています。¹

ローカル 5 G 無線局の償却資産に係る課税標準の特例措置Q&A(2)

No	質 問	回 答
9	設備の修繕は対象となるか。	対象外です。
10	どのような設備が本税制措置の対象外になるか。	以下に該当する設備は対象外になります。 ①中古設備、②貸付設備（賃貸資産）
11	本税制措置の対象にはクラウドサービスの利用料は含まれるのか。	本税制措置では、クラウドサービス利用料は対象になりません。
12	設備を共有する場合はどのような扱いになるのか。	設備に設定している共有持分に基づき資産計上している資産の取得価額が対象になります。なお、本税制措置を受けられるのは、導入計画の認定を受け、かつ、基地局の免許を受けた事業者に限られます。
13	導入計画策定時に導入予定の設備を特定しておく必要があるか。	導入計画策定時に事業計画に係る取組に必要な設備を特定する必要があります。審査の際に開発供給計画の認定を受けた設備であるか等を確認します。なお、導入計画の認定後に、実際に導入する設備等が変更になった場合は、導入計画の変更認定を受ける必要があります。
14	認定された計画に記載のない設備を追加取得する場合、本税制措置の対象となるのか。	本税制措置の対象となりません。導入する設備に変更が生じた場合には、計画変更の認定を受けた後に基準適合性の確認を受けることで、本税制措置の対象となります。
15	一部の設備を追加で取得した場合は対象外か。	追加で取得する設備についても、導入計画上で認定を受けていれば（または計画変更の認定を受けていれば）、本税制措置の対象となります。なお、計画変更により、導入した設備の合計額が2億円を超えた場合、当該年度以降、固定資産税の特例を受けることができません。
16	認定前に取得した設備であっても、導入計画に同じ設備を記載すれば本税制措置を受けることは可能か。	できません。たとえ同じ設備を導入計画に記載していたとしても、導入計画の認定前に取得した設備は本税制措置の対象外です。
17	導入計画の認定後、認定導入計画に記載された設備の種類に変更が生じた場合はどうすれば良いか。	計画変更の認定を受けてください。計画変更の認定を受ける前に計画に記載されていない設備を取得してしまうと本税制措置を受けることができませんのでご注意ください。また、認定された導入計画に従って設備の導入を行っていないと認められる場合には、認定の取消し及び公表を行う可能性があります。

ローカル5G無線局の償却資産に係る課税標準の特例措置Q&A(3)

No	質 問	回 答
18	自営等広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備、交換設備、伝送路設備などについて、ローカル5Gシステムを用いて行う業務以外にも使用する場合でも税制措置の対象になるか。	ローカル5Gシステムを用いて行う業務以外にも利用されるものは、本税制措置の対象外となります。
19	本税制措置の対象外とされているクラウド型の交換設備とは何か。	本税制措置においては、サーバー環境が仮想化されているか否かにかかわらず、単独のローカル5Gシステムに使用される交換設備をオンプレミス型とし、複数のローカル5Gシステムに使用される交換設備をクラウド型としています。ただし、一団の土地において複数のローカル5Gシステムが存在する場合はオンプレミス型として扱います。
20	ローカル5Gシステムにおいて、事業エリアを越えた遠隔にある自社の交換設備やそれと接続するための伝送路設備は対象となるか。	遠隔にある交換設備がクラウド型の場合は、交換設備・伝送路設備のいずれも対象となりません。オンプレミス型交換設備の場合でも、事業エリアを越えたところにある場合は、自社交換設備であっても対象外です。
21	本税制措置を受けられる伝送路設備の対象範囲はどこまでか。	ローカル5Gシステムにおいて、オンプレミス型の交換設備と基地局設備をつなぐ伝送路設備が対象となります。上記組み合わせ以外の各設備を接続する伝送路設備（CU/DUとRUをつなぐ伝送路設備など）については本税制措置の対象となりません。
22	通信モジュールが内蔵された機械等（ロボットなど）は対象となるか。	その機械等全体としては対象となりません。あくまで通信モジュール部分のみが本税制措置の対象となります。
23	「取得」とは、具体的にどのタイミングを指すのか。	設備等の所有権を得たこと、つまり設備等を購入等したことを指します。例えば、検収が終わっていない設備については、引渡しが進んでいないことから一般的に未取得の状態と考えられます。個別ケースにおいて判断に迷われる場合には、所轄の税務署までご確認ください。

ローカル 5 G 無線局の償却資産に係る課税標準の特例措置Q&A(4)

No	質 問	回 答
24	認定導入計画に係る設備導入が複数年にわたる場合、本税制措置の対象となる部分はどこか。	2027年3月31日までに計画の認定を受けた場合において、同日までに、認定導入計画に記載された対象設備の取得等を行い、その事業年度の税務申告までに基準適合性の確認を受けたもののみが対象になります。例えば、2025年度からの5か年の設備投資計画である場合、2027年度以降の設備投資があったとしても、本税制措置を受けることができるのは、導入計画の認定を受けた後から2027年3月31日までの間に取得等した設備が対象になります。
25	導入計画の申請単位は、事業者単位か、それとも事業単位か。	事業単位での申請となります。複数の基地局が1つの事業に含まれる場合は1つの申請としてください。なお、導入の内容は、システム一式を記載し、申請に必要なシステムの最小単位は、原則、「基地局の無線設備、交換設備のすべてを含むシステム」となります。
26	一事業者が複数の事業計画を申請することは可能か。	可能です。計画は事業単位で策定することになるため、単年度において、一事業者が複数の事業計画を申請することも想定しています。
27	デモや実証等により一時的に設備を設置する場合でも税制措置の対象となるのか。	無線局（電波法第2条第5号）の免許のうち、基地局（電波法施行規則第4条第1項第6号）に係る免許で運用される設備を用いた計画については、認定及び税制措置の対象になりますが、実験試験局等その他の種別の免許で運用される設備を用いた計画は、認定及び税制措置の対象とはなりません。
28	基準適合性の確認申請書の添付書類における取得価額を確認できる書類とはどのような書類を指すのか。	納品書・契約書の写し等、該当設備の単価、数量その他外部付随費用等が分かる書類をご提出ください。（取得価額の範囲についてはNo.8, 13をご覧ください。）
29	特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第10条に基づく計画の変更はどのような場合に認めらるのか。	計画の変更内容が、変更しようとする認定導入計画の実施過程において生じた、当初の計画を達成するために必要なものである場合（設備の追加取得等）には変更申請を行ってください。変更しようとする内容が、既に認定を受けている認定導入計画に記載された内容と異なる新たな特定高度情報通信技術活用システムの導入を行おうとする内容であると認められる場合には、別の計画として新たに申請を行う必要があります。